



# 雲仙市

# 農業委員会だより

令和2年10月1日発行



三面原展望所からの風景（瑞穂町）

## ◇農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します◇

### 【お知らせ】

平成30年8月1日から新体制へ移行し、農業委員、農地利用最適化推進委員で活動を行ってきましたが、令和3年7月31日で3年間の任期が満了しますので、市と農業委員会は、「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」の募集を行います。

詳しい募集要項は2ページから掲載しております。

### 主な記事のご紹介

#### 【2ページ～3ページ】

農業委員・農地利用最適化推進委員の募集要項

#### 【4ページ】

農地利用アンケート調査結果について

#### 【5ページ】

人・農地プランの実質化について

#### 【6ページ】

農地パトロールの実施

非農地通知について

農業者年金のすすめ

## 農業委員・農地利用最適化推進委員 募集要項

定 数	農業委員	19人
	農地利用最適化推進委員	29人（地区毎に定数があります。）
任 期 (共 通)	令和3年8月1日から令和6年7月31日まで（3年間）	
主 な 業 務	農 業 委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の権利移動、農地転用等に係る総会(毎月)及び現地調査会等(毎月)の会議に出席</li> <li>・違反転用への対応</li> <li>・農地利用の最適化の推進活動</li> <li>・人・農地プランの実質化や農地集積にかかる集落の話し合い活動への参加</li> </ul>
	農地利用最適化推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査会等(毎月)へ出席</li> <li>・担い手への農地利用の集積・集約化及び遊休農地の発生防止・解消に向けた担当地区の農地状況把握等の現場活動</li> <li>・人・農地プランの実質化や農地集積にかかる集落の話し合い活動への参加</li> </ul>
報 酬	農業委員	月額34,400円
	農地利用最適化推進委員	月額30,000円
身 分 (共 通)	非常勤特別職	
応募資格 (共 通)	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、次の各号のいずれにも該当するものとしてします。</p> <p>(1) 市内に住所を有する方（ただし、農業委員会が特に認める場合にあつては、この限りではありません。）</p> <p>(2) 市が設置するほかの附属機関等の委員でない方（ただし、当該附属機関等において兼務が禁止されていない方は、この限りではありません。）</p> <p>(3) 次の各号のいずれにも該当しない方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 暴力団員と密接な関係を有する方</p>	
応募方法 (共 通)	<p>(1) 農業者等からの推薦</p> <p>(2) 団体等からの推薦</p> <p>(3) 一般募集</p> <p>規定の様式に必要な書類を添えて、農業委員会事務局、農林課または各総合支所へ持参もしくは郵送して下さい。</p> <p>※規定の様式は、農業委員会事務局、農林課または各総合支所で用意しています。（市のホームページにも掲載しています。）</p>	
応募受付 期 間	<p>令和2年10月15日（木）～令和2年11月30日（月）</p> <p>※ただし、応募が定数に満たない場合は、募集期間を延長します。（市のホームページでお知らせします。）</p>	
応募状況 の公表	受付期間中及び期間終了後、ホームページで公表します。	

選任の方法	農業委員	市長は、雲仙市農業委員会候補者評価委員会により候補者の選考を求め、候補者を決定し、雲仙市議会の同意を得て、任命します。 《選任にあたっての必須要件》 ・委員の過半数は認定農業者が占めること。 ・農業者以外の者で、中立な立場で公平な判断をすることができる者が含まれること。
	農地利用最適化推進委員	農業委員会が農地利用最適化推進委員の候補者の選考を行い、農地利用最適化推進委員を決定し、委嘱します。

### 農地利用最適化推進委員の地区毎の定数

地区名	担当区域	地区別定数
国見町	多比良（甲・乙・丙・丁・戊） 土黒（甲・乙・丙・丁・戊・己・庚） 神代（甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛）	6人
瑞穂町	西郷（庚・甲・乙・丙・丁・辛・戊・己） 伊福（甲・乙） 古部（甲・乙）	4人
吾妻町	本村名・木場名・平江名・古地名・田之平名・ 大木場名・牛口名・馬場名・栗林名・布江名・ 川床名・永中名・阿母名	5人
愛野町	甲・乙	2人
千々石町	甲・乙・丙・丁・戊・己・庚	4人
小浜町	大亀・山畑・飛子・金浜・木場・南木指・北木指・ 南本町・北本町・北野・富津・雲仙	5人
南串山町	甲・乙・丙	3人
計		29人

### 農地パトロール

人・農地プラン等  
各種会議出席

農業委員会総会



# 農地利用アンケート調査結果について

皆さまの温かいご協力

誠にありがとうございました。



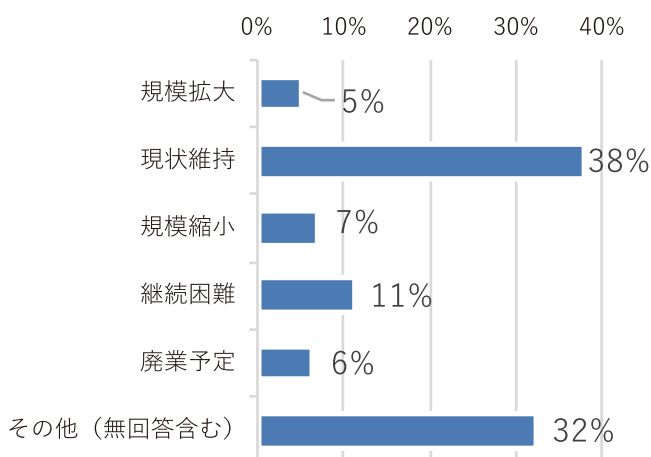
農家の経営状況や今後（10年後）の農地をどのように考えておられるかを把握するため、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が平成30年10月から令和2年3月31日までの期間中、ご自宅にお伺いしアンケート調査を行ってまいりましたが、回答率が88.1%となっております。

主な調査結果は次のとおりです。

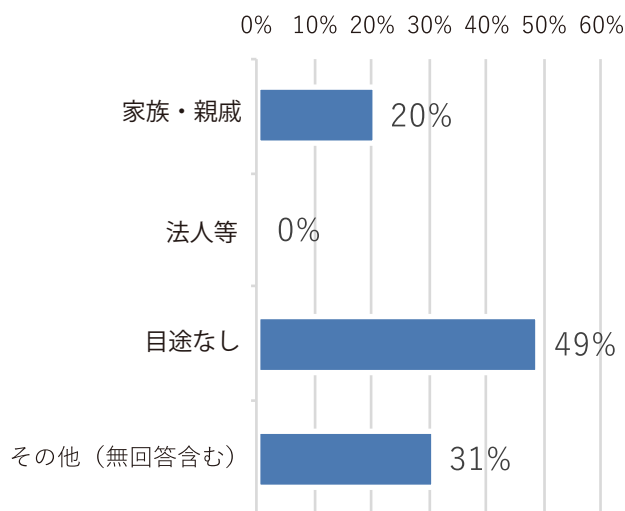
調査結果一覧

	該当戸数	調査戸数	実施率
国見	1,202	1,154	96.0%
瑞穂	753	602	79.9%
吾妻	987	891	90.3%
愛野	432	336	77.8%
千々石	738	658	89.2%
小浜	1,125	1,049	93.2%
南串山	602	456	75.7%
合計	5,839	5,146	88.1%

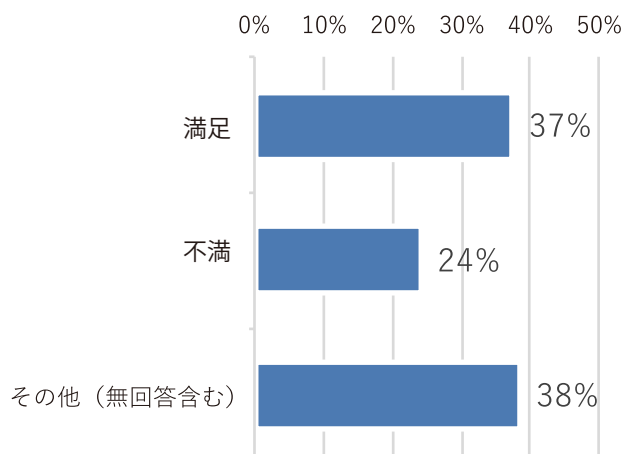
## 問1 農業経営の今後について どのようにお考えですか？



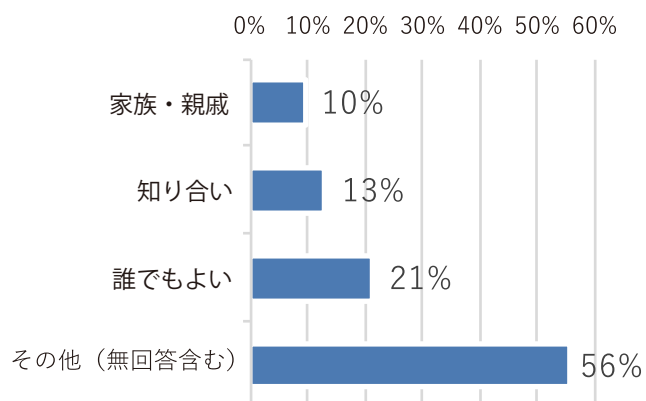
## 問2 後継者の予定は？



## 問3 現在耕作している農地の 使いやすさについて



## 問4 農地を貸し付ける又は借 り受ける場合に希望する 相手は誰ですか？





## 調査結果からみる今後の課題

### 1. 耕作者の高齢化の加速

主たる経営者の平均年齢は 67 歳を超えており、今後 10 年以内に経営面積を「規模縮小」「継続困難」「廃業予定」と考えている耕作者は約 24%です。現在の農地を今後誰が引き継いで耕作するかが課題となります。

### 2. 農業後継者の減少

後継者の予定については「目途なし」が約 49%であり、このままでは農家の半数で現在の農地を耕作、維持管理しなくてはならなくなります。

### 3. 条件不利農地の荒廃化の進行

本市では、農地基盤整備事業は他市と比較して進んでいるものの、農地の荒廃化は依然として進んでおります。また現在の経営農地について「不満」と考えている耕作者がまだ 24%あり、農家数の減少により農地がいびつ・面積が狭いなど耕作条件が悪い農地は加速度的に荒廃化が進み、周囲にも大きな影響を及ぼすことになります。

調査結果からは、農業後継者の育成はもちろんのことですが、農家の担い手または、農業法人へ農地を集約・集積を図り、大規模経営化を図らなければなりません。

また、農地の荒廃化防止のため、条件不利農地からの優良農地への転換を図るため小規模で農家負担がゼロで実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業をさらに推進する必要があります。そのほかにも地域や集落での話し合いにより、地域の農地を地域で守っていく取り組みも必要です。

そのため、今回のアンケート調査を人・農地プラン策定の基礎資料として活用させていただき地域での話し合い活動に生かしていただきたいと思いますと考えております。

## 「人・農地プラン」の実質化について

### 人・農地プランとは

- 農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくことが必要であり、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」であります。
- 現在、雲仙市では、7つの人・農地プラン（各町単位）を細分化して市内 84 地区（集落）を取り組むこととしております。

実質化へ向けた流れは下記の通りです。 **地域の将来のため、話し合いに参加しましょう！**



※人・農地プランが実質化された、もしくはされる見込みの集落の農業者については、中心経営体に位置づけられた場合に、各種補助事業の優遇措置の対象となる可能性があります。

例えば、

- ①農業機械を購入したい、牛舎やハウスを建設する時に補助が欲しい場合
- ②新規就農者への給付金や資金が必要な場合
- ③運転資金として低利のスーパーL資金を借り入れたい場合など

皆さんがこれまで築き上げてこられた地域の農業・農地を子どもや孫の世代にしっかりと引き継ぐために今こそ、人・農地プランの実質化に取り組み、地域の話合いを活性化させましょう。



農地パトロールを実施して、遊休地化した農地の今後の意向をお聞きします。

非農地通知について

農地は、食糧生産の重要な資源です。

農地の遊休化は、農地利用集積に支障をきたすだけでなく、周辺に病害虫を発生し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農業振興に影響があるほか、ごみの不法投棄、火災発生の原因となるなど生活環境への悪影響も考えられます。

農地パトロールの現地調査では次の2点について、農業委員と農地利用最適化推進委員が調査を行いました。

- ① 遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ② 農地の違反転用発生防止対策等

農地パトロール実施後は、遊休化した農地の利用計画をお聞きします。農地の貸付希望の有無や農地中間管理事業活用のご案内をさせていただきま。意向調査は十一月頃より順次発送を行うので、ご協力をお願いします。併せて、違反転用等についても指導を行います。

農地パトロールのなかで、既に山林の様相を呈しており、草刈りや農業用の機械による作業では農地への復元が困難な土地には農地法第二条第一項の「農地」に該当しないと判断し、所有者へ非農地通知を发出し、農家台帳より対象地を削除します。

非農地通知を法務局へお持ちいただくことで、登記簿の地目を山林等へ変更できるようになります。詳しくは、長崎地方務局諫早支局もしくは雲仙市農業委員会事務局までお問合せください。

また、農業者年金の経営移譲年金を受給されている方は、この通知により農業者年金の受給額が減額される場合がございます。

なお、非農地通知が発出された農地でも「農業振興地域農用地区域」に指定された農用地の場合、開発行為が規制されています。詳しくは、農林課までお問合せください。

担い手積立年金

節税対策しながら年金積立！

老後の備えは、

国民年金＋農業者年金

老後生活への備えは十分ですか？

ポイント 1 支払った保険料は全額保険料控除の対象！

積立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

保険料月額6万7千円を払えば、年額80万4千円が社会保険料控除の対象となり、課税対象所得が330万円超695万円以下であれば、1年で約24万4千円の節税ができます。同一生計の配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、額に応じて節税額が増えます。

■保険料控除分の節税額（所得税・住民税）の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
300万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税＋復興特別所得税＋個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と運用される税率に変更がないものとして試算しています。

ポイント 2 運用益は非課税！  
制度発足以降18年間の運用利回りは、年率で+2.55%

積立方式・確定拠出型の年金です。運用益は非課税で年金の原資として積みあがります。毎年度の年金資産の積立・運用状況は毎年6月末までにお知らせをしています。これにより、自分の積み立てた額や運用益の状況がわかるようになっています。

年金資産の運用実績

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運用利回り	-4.65%	5.99%	3.40%	9.80%	3.27%	-4.73%	-9.25%	9.14%	-0.06%
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
運用利回り	2.36%	9.62%	7.75%	8.78%	-0.69%	3.26%	4.75%	1.71%	-2.08%

ポイント 3 農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

農業経営にゆとりが出た時は、保険料の毎月の保険料を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、節税額をアップすることもできます。

毎月納付から前納納付に変更する場合、11月15日までに最寄りのJAの農業者年金窓口でお申出ください。